

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
の翌日)

目次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定

生活保護法による指定医療機関の廃止

保険医療機関等の指定

国民健康保険医として登録があつたものとみなされるも

の 被爆者一般疾病医療機関の指定

農業振興地域の区域の変更

土地改良事業の認可申請の適否の決定

土地改良事業の工事の完了

開発行為に関する工事の完了

◇ 選管告示 個人演説会を開催することができ施設を指定した旨の報告

個人演説会を開催することができ施設の指定を解除した旨の報告

◇ 公安告示 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による聴聞

◇ 正 誤 昭和六十一年六月鳥取県告示第五百五十号中訂正

告 示

鳥取県告示第五百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十一年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大源眼科医院	鳥取市吉方温泉四丁目七〇〇	昭和六十一年五月一日
永原医院	西伯郡淀江町大字西原一〇二 九一四一	昭和六十一年五月二十日
イヌイ調剤薬局	鳥取市吉方温泉四丁目七〇三	昭和六十一年五月二十一日

鳥取県告示第五百五十六号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は薬局を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
あんず薬局	鳥取市末広温泉町二二一	昭和六十一年三月三十日
小田眼科医院	鳥取市西町三丁目一〇九	昭和六十一年四月二十日
イヌイ薬局株式会社	鳥取市御弓町五六	昭和五十四年四月九日

鳥取県告示第五百五十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十一年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
-----	-------	-----------

福田内科医院

鳥取市瓦町三〇四

昭和六十一年五月十五日

竹田内科医院

鳥取市本町二丁目一〇九

昭和六十一年五月十六日

永井整形外科医院

米子市上後藤二二四一三

昭和六十一年六月一日

合資会社川人薬局

米子市茶町六九

〃

佐野薬局

米子市上後藤一〇一五

昭和六十一年五月十五日

魚谷眼科医院

米子市上後藤一〇九一

昭和六十一年五月十六日

鳥取県告示第五百五十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の中出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
長田 郁夫	鳥国医第三、三八九号	昭和六十一年五月六日

河野由美	鳥国医第三、三九〇号	〃
宇都宮 靖	鳥国医第三、三九一号	〃

鳥取県告示第五百五十九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和六十一年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取県口腔総合保健センター	鳥取市吉方温泉三丁目七五一―五	昭和六十一年六月十三日
大塩内科医院	鳥取市若桜町四九	〃
神庭歯科医院	米子市旗ヶ崎二四一一	〃
魚谷眼科医院	米子市上後藤一〇九一一	〃
永原医院	西伯郡淀江町大字西原一〇二九一四一	〃

佐野 菜局	米子市上後藤一〇一一五	〃
-------	-------------	---

鳥取県告示第五百六十号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定に基づき、鳥取市、国府町、米子市、境港市、溝口町、日野町及び赤碕町に係る農業振興地域の区域を次のとおり変更する。その関係図面は、鳥取県農林水産部農政課及び関係地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

昭和六十一年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	区 域
鳥取地域	鳥取市の区域のうち、次の区域を除いた区域 一、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により決定された市街化区域 二、昭和六十年十月鳥取県告示第千二十六号で市街化区域から市街化調整区域に変更された区域（ただし、古海字西中田三七三の二、三七三の三、三七四の二から三七四の四まで、三七五の一から三七五の五まで、三七六の一、三七六の二、三七七、三七八の一、三七八の三から三七八の六まで、三七九の一から三七九の七まで、三八〇の三から三八〇の七まで、三八一の八、

字上池ノ内四七六、四七六の一、四七七、四七八の二から四七八の三まで、四七九の二から四七九の三まで、四八〇の一、四八〇の二、四八一の一、四八一の二、四八二、四八三の一、四八三の二、四八四の一、四八四の二、四八五、四八六の一、四八六の二、四八七の一、四八七の二、四八八の一、四八八の二、四八九の一、四八九の二、四九〇の二から四九〇の三まで、四九〇の五、四九一の一、四九一の三、四九二の一、四九二の三、字下池ノ内四九三から四九五まで、四九五の一、四九六の二から四九六の四まで、四九七、四九八の二、四九八の三、四九九の一、四九九の二、五〇〇、五〇一、五〇二の一、五〇二の三、五〇五の二、字中實五二七の四、字上町田五二八の三、徳尾字上山崎一八五の一、一八六の五、一八六の六、一八七の二、一八八の二、一八九の二、字下山崎一八四の二、滝山字山下四〇三、四〇四の九、四〇四の一三、字小西谷口四二九の一五、四二九の一六、四二九の一八を除く。)で第一号図から第十号図までの青色で着色した区域

三 千代川河口のうち第十一号図の赤色で着色した区域

四 山陰海岸国立公園の特別地域

五 鳥取空港の区域

六 山陰海岸国立公園の特別地域、海岸線、鳥取港港湾隣接地域、旧袋川との合流点までの千代川右岸、市街化区域、一般国道九号及び昭和五十二年三月鳥取県告示第百四十一号で定めた鳥取森林計画区に係る地域森林計画の鳥取市に係る林班番号四に囲まれた区域

七 昭和五十二年三月鳥取県告示第百四十一号で定めた鳥取森林

米子地域

米子市の区域のうち、次の区域を除いた区域

一 都市計画法第十八条第一項の規定により決定された市街化区域

国府地域

計画区に係る地域森林計画の鳥取市に係る林班番号四、五、一〇から一七まで、四六、四八、四九、五三から五五まで、五八から六一まで、六五から六八まで、一〇二から一〇四まで、一〇七から一一三まで、一二三から一二六まで、一三〇から一三四まで、一三七から一三九まで、一四二から一五二まで、一五六から一五八まで、一七三、一七五、一七六、一七九、一八〇、一九〇、一九一、二〇三及び二〇四の区域並びに昭和五十六年四月一日現在の国有林の林班番号一から六まで、一一三、一一四及び一〇三二の区域

(第一号図から第十一号図までは、省略する。)

国府町の区域のうち、次の区域を除いた区域

一 都市計画法第十八条第一項の規定により決定された市街化区域

二 氷ノ山後山那岐国定公園の特別保護地区の全部及び特別地域の一部

三 昭和五十二年三月鳥取県告示第百四十一号で定めた鳥取県森林計画区に係る地域森林計画の国府町に係る林班番号二七、二八、四六、四八から五四まで、五八から六一まで、六四、六五、六七、七六から八三まで、八八、九一、九二、九六から一〇一まで及び一〇三から一一三までの全部の区域並びに林班番号二九、三〇及び六六の各一部の区域並びに昭和五十六年三月一日現在の国有林の林班番号一〇二八から一〇三一までの全部の区域

<p>境港地域</p>	<p>域</p> <p>二 美保基地の区域</p> <p>三 昭和六十一年一月鳥取県告示第十九号で市街化区域から市街化調整区域に変更された地区で第四号図の青色で着色した区域</p> <p>四 第五号図の赤色で着色した区域</p> <p>五 昭和四十二年十二月鳥取県告示第八百二十一号で定めた米子森林計画区に係る地域森林計画の米子市に係る林班番号七、一〇まで、一一から一四まで、一六から一八まで及び二〇の一部の区域(第一号図から第三号図までの赤色で着色した区域)</p> <p>(第一号図から第五号図までは、省略する。)</p>
<p>溝口地域</p>	<p>境港市の区域のうち、次の区域を除いた区域</p> <p>一 都市計画法第十八条第一項の規定により決定された市街化区域</p> <p>二 美保基地、民航ターミナル、保安林地及び中浜緑地の区域</p> <p>溝口町の区域のうち、次の区域(第一号図から第十三号図までの赤色で着色した区域)を除いた区域</p> <p>大山隠岐国立公園に係る特別地域(金屋谷字水無原四の二、字斛水高原七九一の一、七九一の六、七九二、七九三の四、岩立字斛水高原四の一、四の一七、五の一の一部、六の一の一部、七の一、一一の一六三を除く。)及び集団施設地区、森林法第五条の規定による米子森林計画区に係る地域森林計画(昭和四十二年十二月鳥取県告示第八百二十一号)の溝口町の林班番号一一、一六、一七、一九から二四まで、二六、二七、三〇、三二から三五まで、</p>
<p>日野地域</p>	<p>日野町の区域のうち、次の区域を除いた区域</p> <p>昭和四十五年一月鳥取県告示第十六号で定めた日野森林計画区に係る地域森林計画の日野町に係る林班番号一から八まで、一〇から五七まで、五九から八五まで、八七、九〇、九二、九八、一〇一から一四一まで、一四三から一七七まで、一七九から一八三まで、一八九及び一九〇の全部の区域、同林班番号九及び一七八の一部の区域並びに昭和四十六年四月一日現在の朝刈官行造林地の全部の区域(第一号図から第十六号図までの赤色で着色した区域)</p> <p>(第一号図から第十六号図までは、省略する。)</p>
<p>赤碕地域</p>	<p>赤碕町の区域のうち、次の区域を除いた区域</p> <p>一 東伯町との境界、国鉄本陰本線、主要地方道赤碕大山線、町道福留線、国鉄山陰本線、月輪川及び海岸線により囲まれる区域(大字赤碕字下鶴ヶ澤一〇二七の一、字山之前一〇三六の二、一〇三七、一〇三八の一から一〇三八の三まで、一〇三九の二、字腰廻一〇四〇、一〇四一の一、一〇四二の一、一〇四三の内</p>

第一、一〇四三の三、一〇四四、字紺屋田一〇四五、一〇四五の内第一、一〇四五の次一、一〇四六、一〇四七、一〇四八の次一、一〇四八の一、字狐塚野一九二〇の三七から一九二〇の三九まで、一九二〇の八八、一九二〇の一〇三を除く。）

二 大山隠岐国立公園に係る特別地域

三 昭和四十四年一月鳥取県告示第五号で定めた倉吉森林計画区に係る地域森林計画の赤碕町に係る林班番号一四から一七まで、四二、四五、五八及び五九の全部の区域、同林班番号四一、六〇及び六四の一部の区域、昭和四十七年十二月一日現在の国有林の林班番号一〇三六の全部の区域、同林班番号七七、七九、八〇、八一及び一〇三五の一部の区域並びに昭和四十七年十二月一日現在のハツタヒほか三の官行造林地の全部の区域

鳥取県告示第五百六十一号

日野町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）下黒坂地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十一年六月二十一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
日野町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
溝口町	団体営ほ場整備事業大内地区ほ場整備	昭和六十一年三月二十日

鳥取県告示第五百六十三号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十一年五月二十一日 鳥取県指令受鳥土維第三百五十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町東一丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市片原一丁目一〇七

有限会社海南開発

代表取締役 森岡大之郎

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十八号

溝口町選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があつたので、同条第四項の規定により

告示する。

昭和六十一年六月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

施設の名称	所 在 地
三部児童館	日野郡溝口町三部五九〇―九

鳥取県選挙管理委員会告示第五十九号

溝口町選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設の指定を次のとおり解除した旨の報告があつたので告示する。

昭和六十一年六月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

施設の名称	所 在 地
溝口町隣保館	日野郡溝口町三部

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

昭和六十一年六月二十日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

一 聴聞の期日及び場所

昭和六十一年七月二日 午後一時

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び名称

米子市朝日町三六
株式会社三城観光

正 誤

昭和六十一年六月鳥取県告示第五百五十号（保安林の指定の解除予定に

ついて）中次の箇所には誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
四 上 十一 字鳥帽子谷 字鳥帽子岩

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】